

産業建設常任委員会審査日程

日 時 令和3年12月8日（水）
現地視察終了後
場 所 第1委員会室

審査内容

- 1 請願第1号 野田自治会内寝太郎用水路擁壁の嵩上げに関する請願書について
- 2 用水路（通称大河川）川床の原状回復及び浸食防止対策に関する陳情書について

請 願 書

令和3年11月14日

山陽小野田市議会議長
高松秀樹様

請 願 者

住 所 山陽小野田市大字山州2-4-25
氏 名 野田自治会長 [REDACTED]
須 子 諭 [REDACTED]
電 話 [REDACTED]

外10名

紹 介 議 員

山陽小野田市議会議員
宮本政志 印

山陽小野田市議会議員
松尾数則 印

野田自治会内寝太郎用水路擁壁の嵩上げに関する請願書

請願事項

- 1) 野田自治会内寝太郎用水路浸水対策の擁壁嵩上げ (55m)
- 2) 傾斜が厳しく草刈等の維持管理が困難な箇所 of 擁壁嵩上げ (180m)



請願理由

自分達の地域は、自分達で守って行く。自治会内の環境美化等の基本は、自助・共助で実施。しかし、高齢化が進み、自助・共助にも限界が今日来ております。

寝太郎堰、寝太郎用水路は、疎水百選・山陽小野田市ふるさと文化遺産に登録されており、この堰により、旧山陽町の中心部が発展し今日の繁栄の基礎が築かれたことは事実であります。

又、地域や学校での郷土学習や観光資源として、さらに鴨庄・山川地域の消防用水にも活用され、郷土愛の醸成や市のイメージアップに活用されている特殊性のある施設です。

昭和43年(1968年)分水場が造られ鴨庄上～山川地区(野田自治会内)にも流れるようになりました。

しかし、完成後、半世紀以上が経過しており、用水路は老朽化が進行。擁壁には亀裂やコンクリートの破損等が生じて来ております。

さらに土手は、傾斜が厳しく擁壁の天端は、雨により浸食され、上部の土が崩れ落ち足場が取れなく、草刈隊が入れない状況です。又、南北の高さが違い、南側が50cm～1m近く低くなっております。

近年、ゲリラ豪雨・線状降水帯・大型台風等の異常気象で水がオーバーフローし床下浸水にみまわれた家が数件あります。

今後、堤防がいつ決壊し南部の鴨庄全域から総合事務所、厚狭市街地一帯まで浸水し、甚大な被害をおよぼす可能性があります。

地元住民は、大雨の度に、不安で夜も寝られない状態が続いております。

自治会としては、土手の草刈、自己防衛でオーバーフローする箇所に土嚢を積み上げる作業並びにブロックの積み上げや取水口に蓋等の取り付け等を行っています。

しかし、これ以上の、維持管理は、地元負担で実施するのは、困難です。今日の異常気象状況化の中での雨量に対して、構造的に瑕疵がある施設のように思えます。

これらを解決するには、擁壁の嵩上げが唯一解決できる方法だと思います。

私達は、これらの維持管理を子や孫の代に押し付ける訳にはいきません。これらの事項を解決できますように、関係機関(国・県・市)に働きかけて頂きますよう、宜しくお取り計らい願います。

請 願 者 名

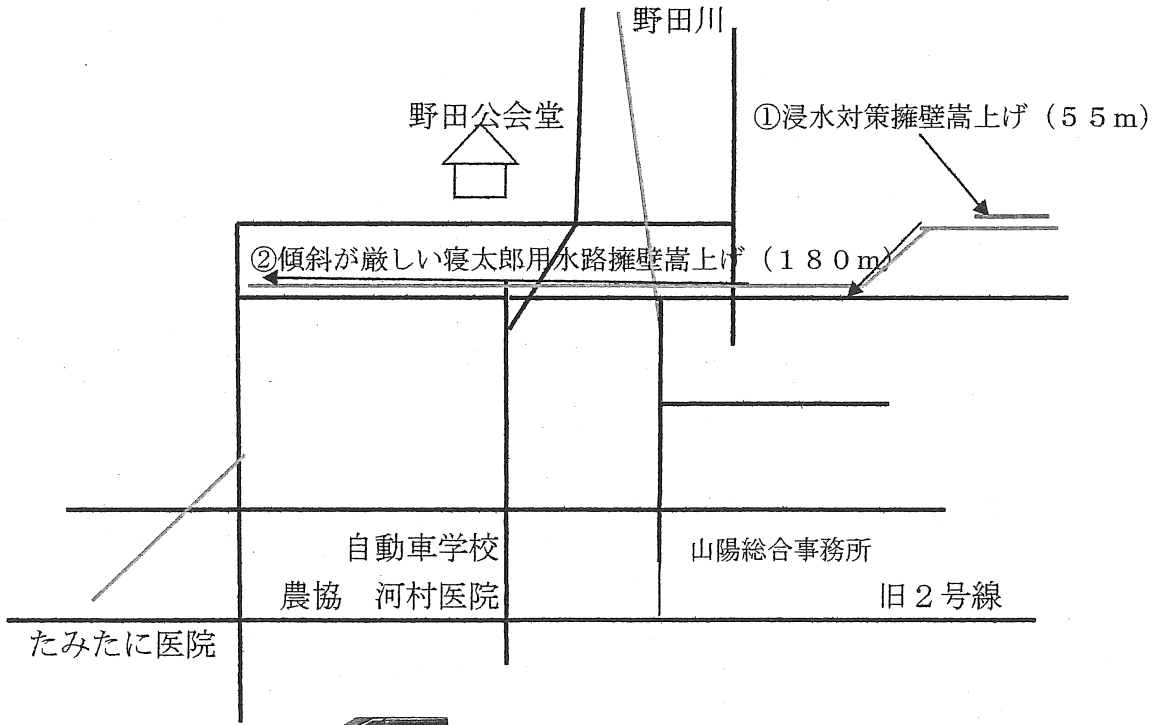
	氏 名	住 所	印
1	古 谷 陽 介	山陽小野田市大字山川2264番地1	●
2	大 賀 信 治	山陽小野田市大字山川233番地12	●
3	小 林 貢	山陽小野田市大字山川2349番地	●
4	須 田 要 輔	山陽小野田市大字山川2351番地1	●
5	小 林 靖 生	山陽小野田市大字山川2265番地1	●
6	大 石 淳 三	山陽小野田市大字山川2290番地1	●
7	野 村 雅 見	山陽小野田市大字山川2284番地	●
8	繩 田 一 典	山陽小野田市大字山川2385番地2	●
9	倉 橋 英 子	山陽小野田市大字山川2252番地2	●
10	須 子 一 夫	山陽小野田市大字山川2296番地	●

野田自治会内寝太郎用水路擁壁の嵩上げに関する

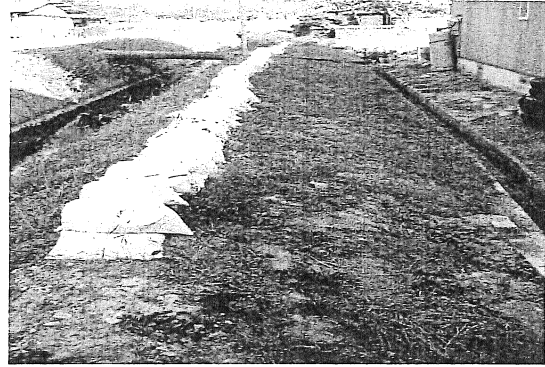
資

料

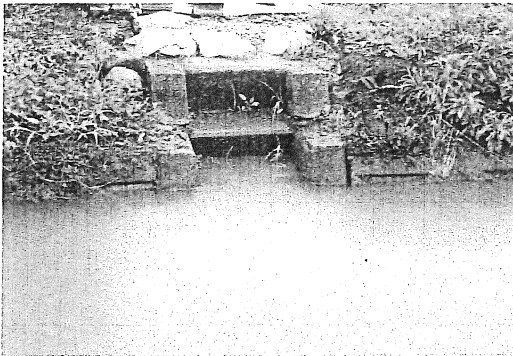
別府 野田



① 自治会員による土嚢積み



① 土嚢積み



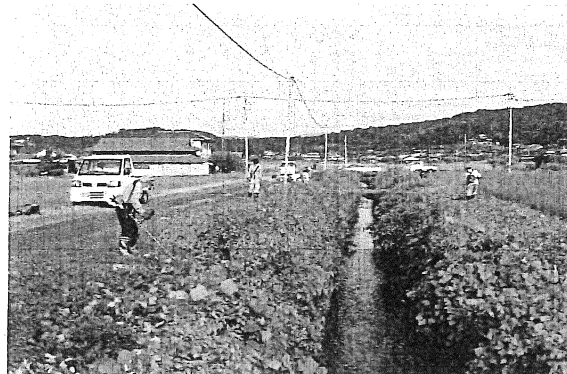
① 土手に陥没、コンクリートに亀裂



① 梅雨の大雨で浸水した箇所



② 傾斜が厳しく足場がない



②足場が取れ為、上部のみ草刈

用水路(通称大河川)川床の原状回復及び
浸食防止対策に関する陳情書



件名 用水路(通称大河川)川床の原状回復及び浸食防止対策について

要旨 件名用水路において川床形状及び増水時に上流より運ばれた岩の配置により部分的に急流を生じ、同位置より下流部において川床が大きく浸食され橋の崩落、前面道路の陥没の危険性を生じており、川床の原状回復、浸食防止対策を願いたい。

経緯 平成28年12月6日、川床の浸食により橋桁の浮いた状況が顕著となり、橋の崩落の危険性があると思料されたことから、直ちにということではなく、これ以上の浸食を止めるため何らかの方策を取って欲しく、山陽小野田市土木課に別添資料を持参し説明に行ったところ、当該個所は正式には用水路であり担当が違うとの回答であり、担当部署にはこちらから資料を渡しておくとのことで同課に同資料を渡し、浸食は前面道路の下まで及んでいるであろう旨を口頭にて伝えた。

令和2年7月1日、前面道路に補修痕が認められたため、山陽小野田市土木課に赴き補修理由を尋ねたところ道路陥没による補修である旨の説明を受けた。

その時、穴の空いたバケツに水を注ぐように流出、陥没、埋め戻しを繰り返すのか抜本的な対策を講じるのか問うたところ抜本的な対策を取るとの返答であったが、以後何の対策もされていない。

令和3年9月1日、先の道路陥没補修時に埋め戻したものであろうと思料される大量の土砂の流出を認め、前回土木課で門前払いであったことから、今回は直接用水路の担当にコンタクトを取るべく山陽小野田市役所の代表に電話し農業用水路の担当をと伝え農林水産課に繋いでもらったところ、用水路の保守管理についてはそれぞれの水利組合であるとのことであったので同課に用水路管理者に現状の確認をして頂くよう依頼し、返答をお願いしたが今日まで何ら連絡のない状況である。

尚、同用水路は年を通して川としての機能を果たしており、降水時には相当な水流、水量となることを申し添えておきます。

理由 橋桁が浮いた状態にあり、たまたま挟まっている岩により荷重を支えている現状から崩落の危険性は大きく、前面道路も再度陥没の危険性があるため何らかの対策を取る必要性があるものと考えられることから陳情するものです。

また、橋自体は私有であるものの同浸食に起因する橋崩落については当然山陽小野田市により補償されるものと解しているが、前記経緯のとおり今まで全て口頭によるものであったため、文書として疎明資料を確保しておく必要があるものと判断し今回陳情書として提出することとした。

(資料3枚、別添資料3枚添付)

令和3年9月8日

陳情者

住所 北九州市門司区浜町2-4-902
持家 山陽小野田市大字郡5173番地

氏名 しいぎ 椎木 はじめ

携帯 

山陽小野田市市議会議員 小野 泰 様

所在地 別添資料1頁に同じ

写真撮影方向

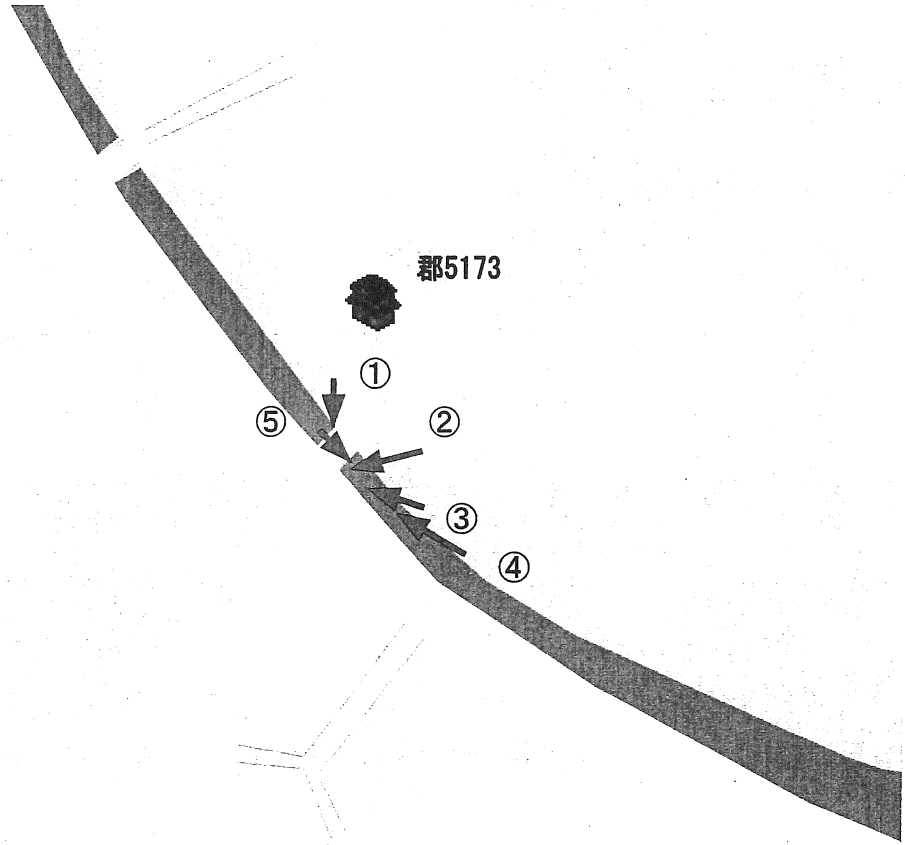


写真 令和3年9月7日撮影

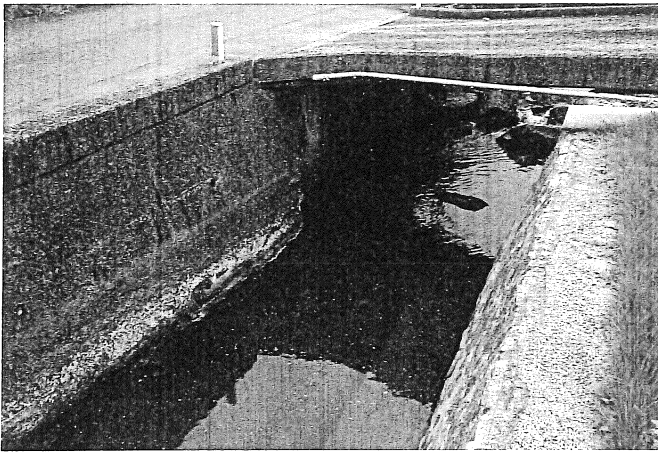
①



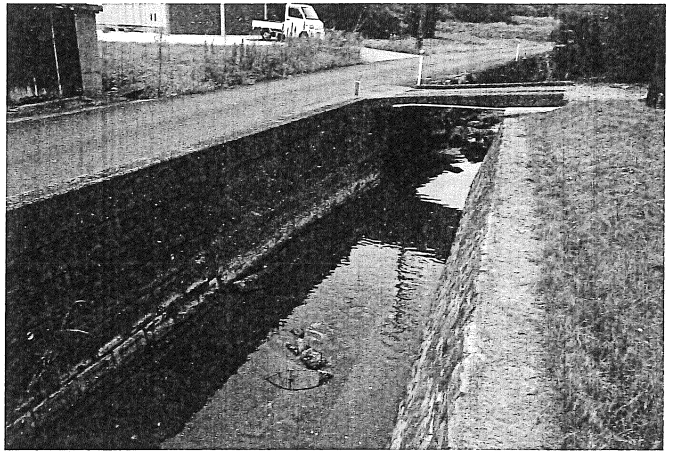
②



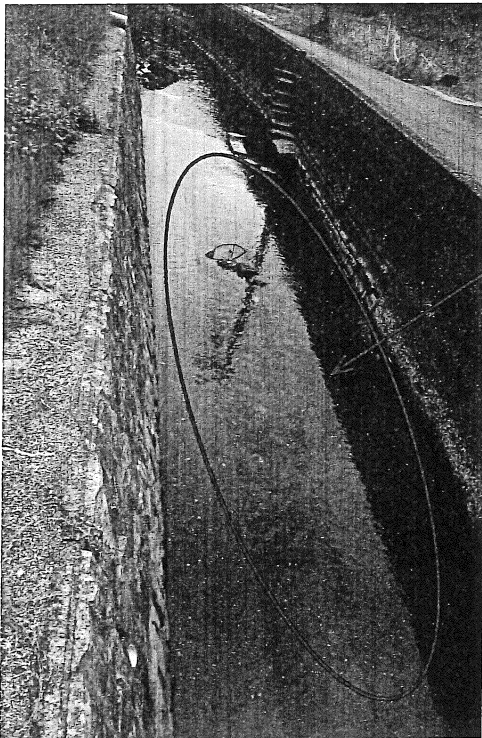
③



④

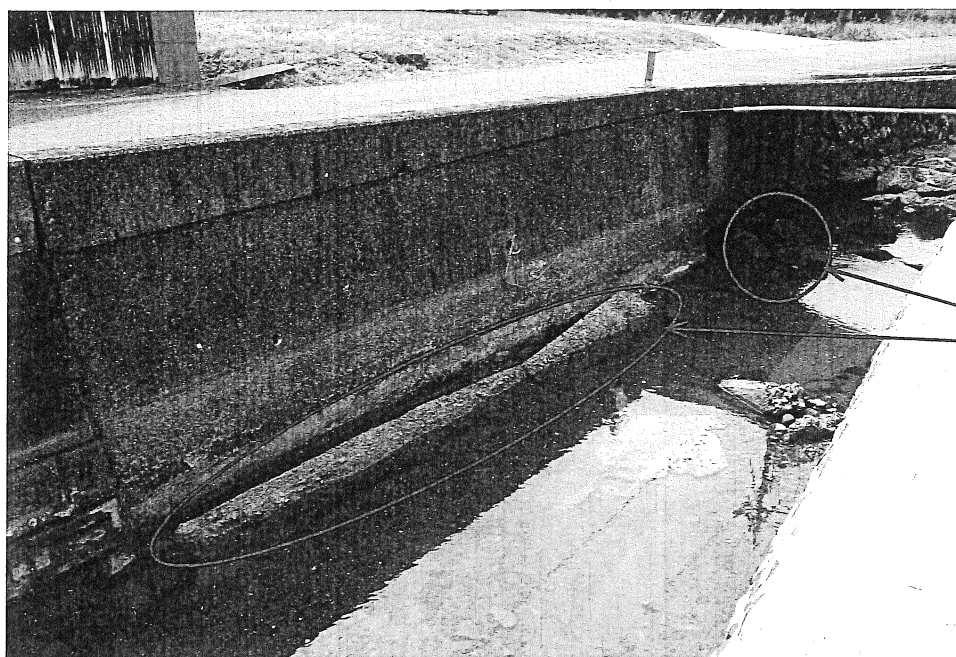


⑤



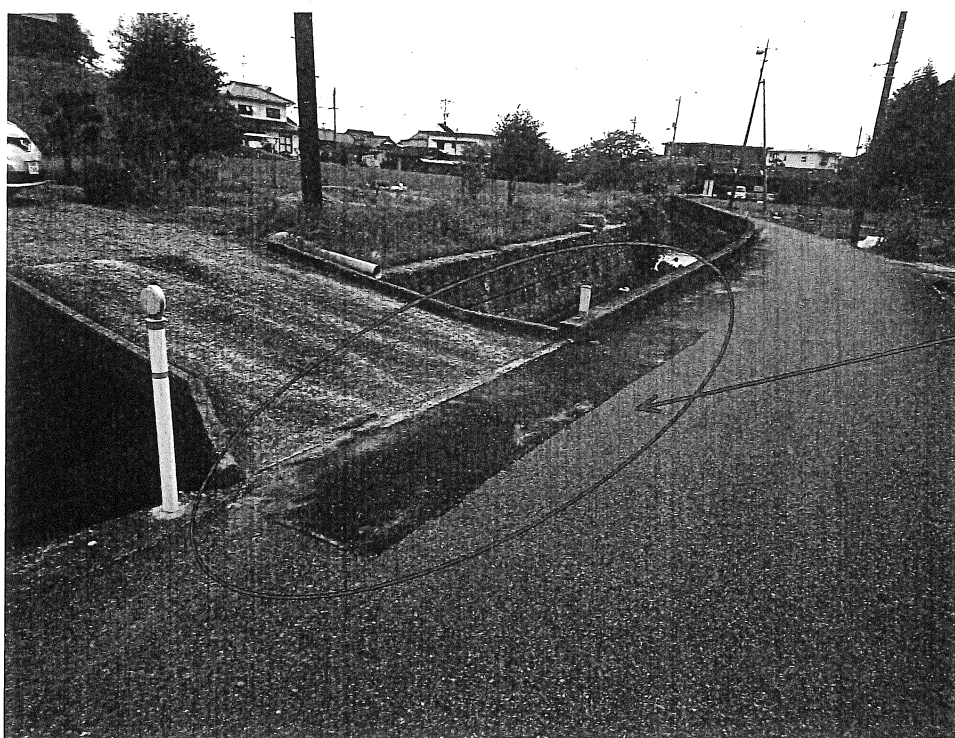
流出したと思料される土砂

平成26年9月10日の状況



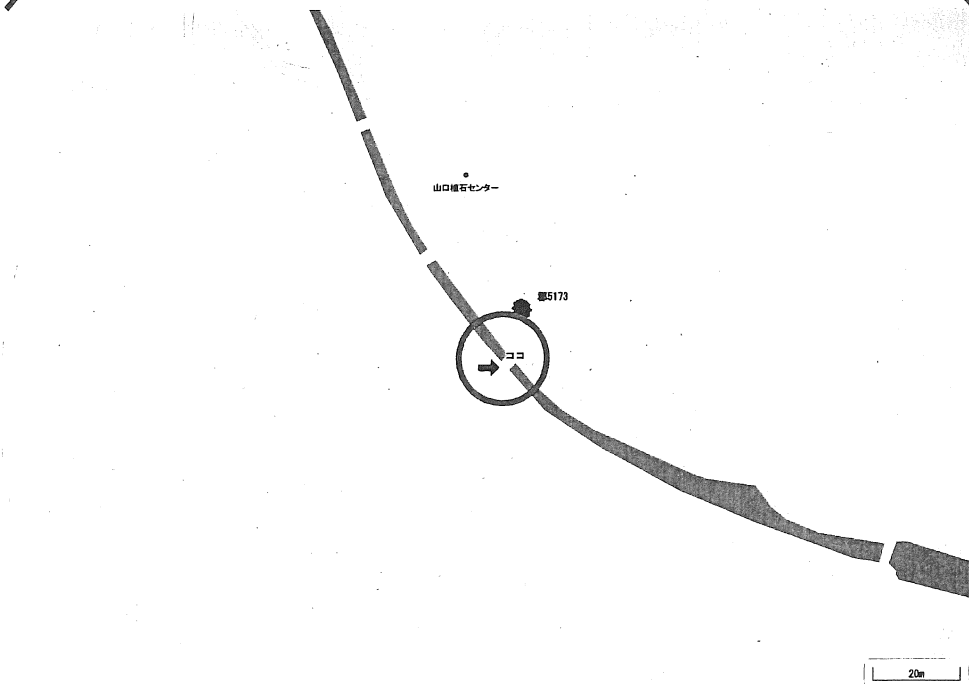
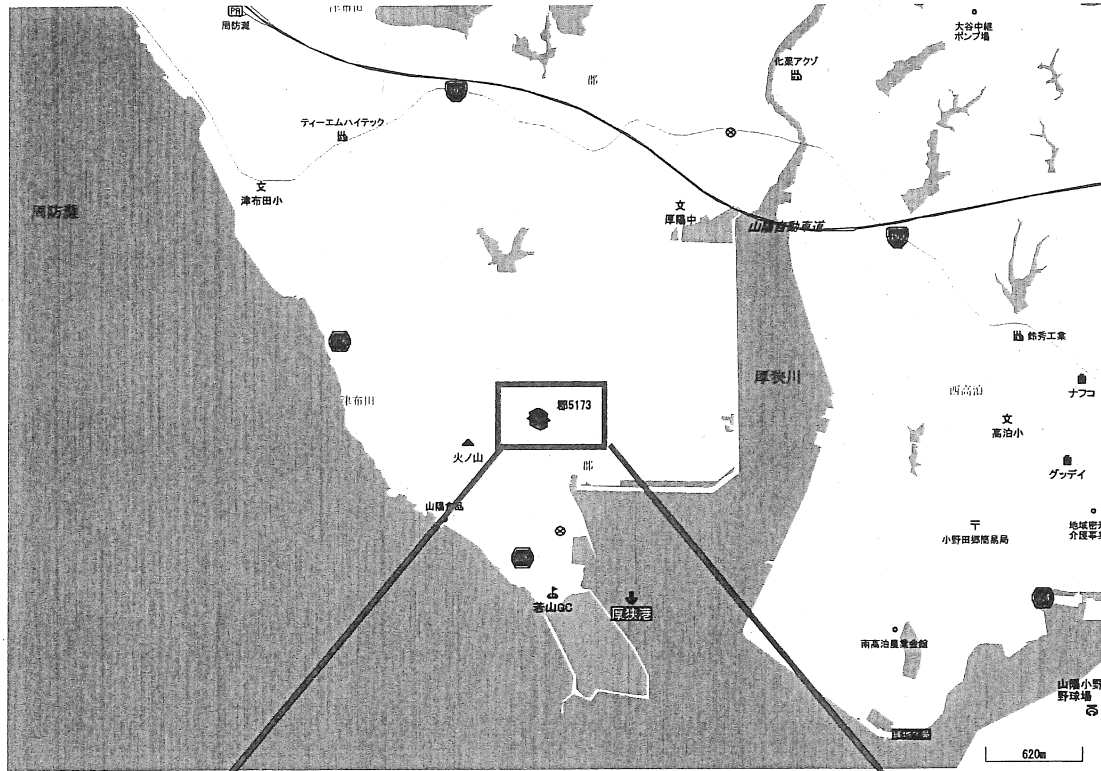
流失

道路陥没補修跡(令和2年7月1日撮影)



陥没箇所

所在地



写真撮影方向

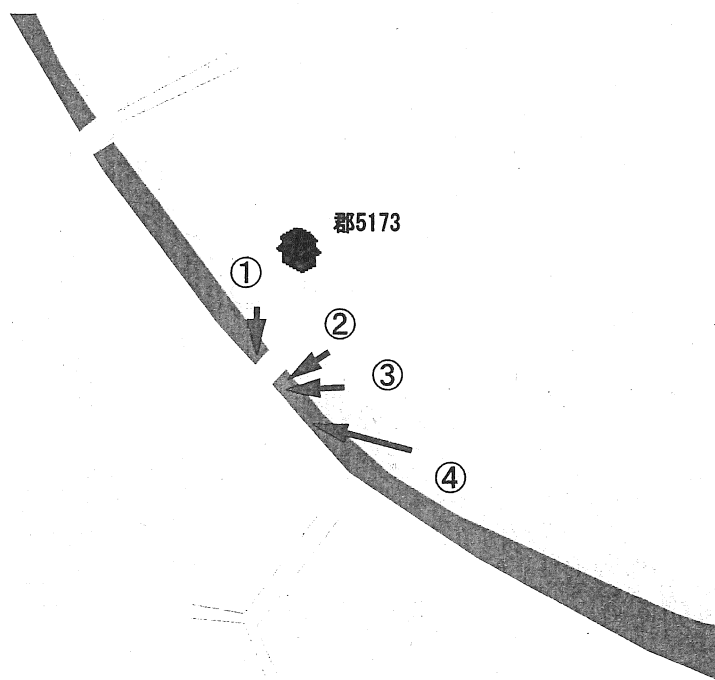
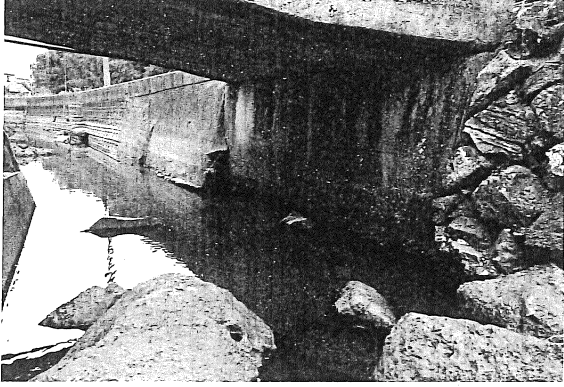
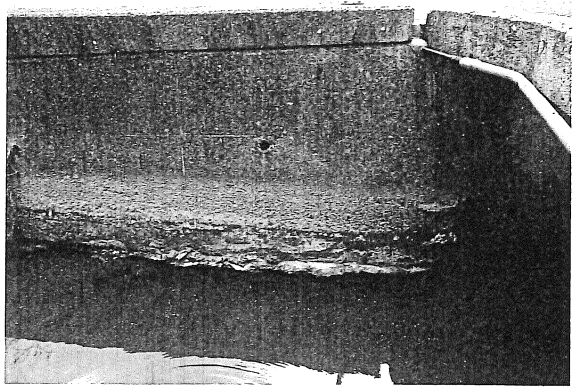


写真 (平成28年9月8日撮影)

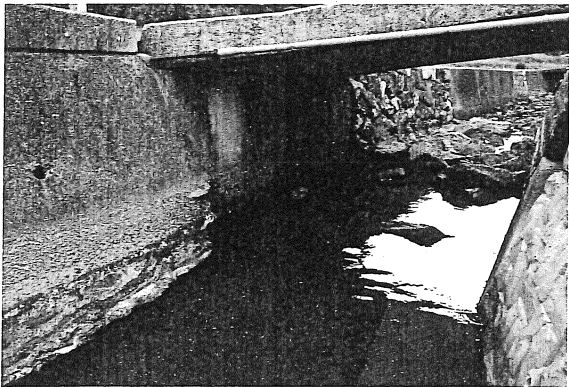
①



②



③



④

